

○住宅金融普及協会役員退職手当支給規程

制定：昭和58. 9. 9 住協規程第2号

最終改正：平成18. 4. 1 住協規程第4号

第1条 住宅金融普及協会（以下「協会」という。）の役員（「財団法人住宅金融普及協会寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第11条に定める役員のうち、会長、副会長及び常務理事をいう。以下同じ。）が退職した場合は、この規定の定めるところにより退職手当を支給する。

第2条 役員が退職した場合においては、在職期間1月につき基準額に100分の12.5を乗じて得た額に、会長が別に定める委員会又は会長が指名する外部の者（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額を退職手当として支給する。ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したとみなされる者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの基準額に100分の12.5を乗じて得た額に委員会等が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 前項に規定する基準額は、次の各号に掲げる役員について、それぞれの者の退職の日における「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）に定める指定職俸給表適用職員が受ける俸給月額に準じて、当該役員の役職、財団の資産及び収支状況等を勘案し、会長が定めるものとする。

- 一 会長 指定職俸給表6号俸
- 二 副会長 指定職俸給表4号俸
- 三 常務理事 指定職俸給表3号俸

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは、1月と計算するものとする。

2 前条第一項ただし書きの規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、端数の少ない月の属する在職期間から当該超える月数に達するまで順次1月を減じるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数が

ら同様に1月を減じるものとする。

第4条 役員の退職が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条及び前条により計算された額に100分の150以内の率を乗じて得た額を退職手当として支給することができる。

一 業務のため負傷若しくは疾病により退職した場合

二 在職中に死亡した場合

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に就任したときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。また、任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に就任したときも同様とする。

第6条 役員が、刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）された場合において、その判決の確定前に退職したときは、当該役員に対する退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されなかったときについて準用する。

第7条 会長は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、協会業務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障が生じると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

2 会長は、前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目

的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

二 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、会長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第8条 退職した者に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、会長は、その支給をした退職手当を返納させることができる。

第9条 退職手当の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

附 則 (省略)